

伝統文化ふれあい事業負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伝統文化ふれあい事業を実施するにあたり、伝統文化ふれあい事業実行委員会に対し交付する負担金について、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市民が八王子に現存する文化資源を知り、それを活かして新たな文化を創り、次世代に伝えていくために、伝統文化ふれあい事業実行委員会が実施するまちなかでの伝統文化体験及び次世代育成の場を創出する事業を円滑に推進することを目的とする。

(交付対象経費)

第3条 この負担金の交付対象は次のとおりとする。

- (1) 会場使用料
- (2) 器具使用料
- (3) ポスター・チラシ等の作成に係る経費
- (4) 講師謝礼に係る経費
- (5) その他事業に係る経費

(交付額等)

第4条 負担金の交付額は、予算額を上限とし、前条の経費の一部とする。また、交付については、分割により行うことができる。

2 実行委員会の総収入が総支出（市が認めた経費の額をいう。）を上回ったとき、その差額については市が交付した負担金の額を上限として市に返戻するものとする。

(交付申請書の様式等)

第5条 規則第6条第1項による交付申請は、別記第1号様式によるものとし、交付申請書に添付する必要な書類は、事業計画書、予算書及び収支計画書とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条第2項による通知は別記第2号様式によるものとする。

(負担金対象事業の内容変更等)

第7条 規則第10条による市長への申請は、別記第3号様式によるものとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、負担金の交付の決定を取消し、又は変更することができる。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第12条第1項による実績報告は、別記第4号様式によるものとし、実績報告書に添付する必要な書類は、事業報告書及び決算書とする。

(負担金等確定通知書の様式)

第9条 規則第13条による負担事業者等への通知は、別記第5号様式によるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。